再生可能エネルギー法に関する声明

3月11日の東日本大震災を受けて、関西広域連合では、地域自立性が高く、かつ安定的なエネルギー供給構造の確立をめざして、現在策定中の「関西広域環境保全計画」の中に、再生可能エネルギーの普及を盛り込む。また「関西広域産業ビジョン(仮称)」の中には、新エネルギー産業等の環境関連産業振興により経済成長を図り、国際展開を図る戦略も盛り込む。

日本におけるこれまでの再生可能エネルギーの導入については、「総論賛成」「各論普及阻止」の色合いが濃厚であり、その典型が再生可能エネルギーの導入に上限(キャップ)を設けた、2004年の「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」(RPS法)である。

現在、化石燃料を輸入に頼る中で、できるだけ早く「純国産資源」である太陽や風力、 地熱やバイオマス等によるエネルギーが日本の産業や暮らしの基幹エネルギーに占める割 合を大きくすることが日本の国家的利益であることは論を待たない。化石燃料や原発コス トの再計算もしないまま、一時的な価格上昇を理由に再生可能エネルギーの普及を阻止す ることは、未来世代への冒涜であり、裏切りでもある。

そこで、現在、国会で議論される「再生可能エネルギー法」の導入にあたっては、下記 3点を盛り込むよう強く要望する。

- 1 再生可能エネルギーの買取価格および期間については、地域の実情に見合った電源種別の事業収益性を考慮した設定にすべきである。また、既存施設にも適用すべきである。
- 2 太陽光を各地域で爆発的に普及させるには、住宅用についても余剰電力買取りではなく、全量買取りとすべきである。
- 3 電気事業者が接続拒否をする場合は、拒否要件を限定的なものとし、具体的に明示すべきである。例えば、供給の不安定性や買取量により接続の拒否をしないこと。

平成23年7月28日

関西広域連合

井戸 敏三 (兵庫県知事) 連合長 副連合長 仁坂 吉伸(和歌山県知事) 嘉田由紀子(滋賀県知事) 委 員 委 員 山田 啓二(京都府知事) 委 員 橋下 徹(大阪府知事) 平井 伸治(鳥取県知事) 委 員 委 飯泉 嘉門(徳島県知事) 員